

# 公共汚水ますが設置されていない土地のます等の設置について

現在、組合が発注する管渠布設工事の時点で、駐車場、畑、更地等で下水道を使用することができない土地形態の場合、ます及び取付管（以下「ます等」という。）の設置は当該工事では施工せず、家屋の建築等で排水設備が必要になった際に公費でます等を設置しています。しかし、現状の方法では早急な設置要望に対応できない等の諸問題があるため、平成23年4月1日から以下のとおり改め運用することとします。

- (1) ます等が必要となるのは宅内排水設備工事実施時であることから、ます等の設置も排水設備工事の一環とらえ、**組合施工から指定工事店施工へ移行**し、施工費用を組合が負担します。
- (2) 負担金額は、毎年度当初組合が設計積算して単価を決定し、その都度指定工事店と契約を締結します。
- (3) 指定工事店がます等の施工（土木一式工事）をすることができない場合は、指定工事店がます等を設置する施工業者と下請契約を締結し施工するものとします。この場合においても契約単価は変わらないものとします。
- (4) ます等の完成検査は、排水設備の確認検査と同時に行うこととします。
- (5) この取扱いは、ます等設置権利を有する土地所有者の申請のみ対象となります。したがって、設置権利のない方からの申請は、従来どおり自費での施工となります。
- (6) 施工後の舗装本復旧は、組合で行います。

## 施工フロー

